

# 行政

## 市議会・選挙

### 市議会の仕組み

#### ▶議会事務局庶務係

市議会は、選挙により市民の代表として選ばれた議員（定数19名）で運営される市の議事機関（議決機関）です。年4回（3月、6月、9月、12月）の定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。市議会には、各議員が所属する総務文教、建設環境、市民厚生の3つの常任委員会や議会運営委員会及び特別委員会等があり、議案をより専門的かつ詳細に審査します。各委員会で審査された議案は、議員全員で開く本会議で再度審議ののち議決され、執行機関によって施策が実行されます。

### 本会議・委員会の傍聴

#### ▶議会事務局庶務係

本会議や委員会の傍聴はどなたでもできます。本会議場の傍聴席は53席、委員会室の傍聴席は6席です。なお、満席の場合は、ほかの部屋で会議の音声を聞くことができます。

### 請願・陳情

#### ▶議会事務局議事係

市政等に対し意見や要望がある場合、市議会に請願・陳情ができます。請願には市議会議員の紹介が必要ですが、陳情は不要です。審議結果は、請願・陳情とも直接それぞれの提出者にお知らせします。

### 市議会だよりの発行

#### ▶議会事務局庶務係

市民の代表である議員で構成する議会の活動を広く市民にお知らせするため、「市議会だより」をおおむね年4回発行し、市内の全世帯に配布しています。

### 市議会インターネット中継とケーブルテレビ放映、SNSによる情報発信

#### ▶議会事務局庶務係

本会議の生中継と録画中継の配信を行っています。福生市ホームページ → 福生市議会 → インターネット中継からご覧いただけるほか、ケーブルテレビによる本会議のライブ放映も行っています。また、SNS（X〈旧ツイッター〉・フェイスブック）を活用して、わかりやすい議会情報を発信しています。

### 選挙権と被選挙権

#### ▶選挙管理委員会事務局

#### ■選挙権は次の条件を備えている方に与えられます。

実際に投票する際には、市区町村の選挙管理委員会が管理する『選挙人名簿』に登録されている必要があります。

衆議院議員・参議院議員の選挙	満18歳以上の日本国民であること
知事・都道府県議会議員の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3か月以上その都道府県の同一市区町村に住所のある方
市区町村長・市区町村議会議員の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3か月以上その市区町村に住所のある方

#### ■被選挙権は日本国民であり、次の要件を満たしていることが必要です。

衆議院議員・市区町村長	満25歳以上
参議院議員・都道府県知事	満30歳以上
都道府県・市区町村の議会の議員	満25歳以上で、かつ、当該選挙の選挙権を有すること

### 期日前投票と不在者投票

#### ▶選挙管理委員会事務局

期日前及び不在者投票の期間は公（告）示日の翌日から投票日の前日までです。また、期日前及び不在者投票とも「宣誓書兼請求書」の記入が必要です。

投票できる方	投票日当日、投票に行くことができない方
投票に必要なもの	入場整理券（ない場合、運転免許証等、本人確認できるもの）

#### ■不在者投票

次に該当する方は、不在者投票になります。

- 期日前投票当日、選挙権年齢に到達していない方
- 病院等に入院中の方
- 出張等で市内にいない方
- 郵便等投票制度を利用されている方

★病院に入院している方は投票日当日、病院や老人ホームの入所が見込まれる場合、そこが「不在者投票指定施設」であれば、その施設内で投票できます。

希望する方は、それぞれの施設の職員にお申し出ください。

福生市内の指定施設	○公立福生病院 ○目白第二病院 ○大聖病院 ○熊川病院 ○特別養護老人ホームサンシャインピア ○特別養護老人ホーム第2 サンシャインピア ○特別養護老人ホームヨコタホーム ○介護老人保健施設ユアアイピア ○特別養護老人ホーム福生ことぶき苑
-----------	---

なお、これらの施設内での投票は、期日前投票期間内に限られます。

★出張等で市内にいない方は

投票日に、仕事・旅行などで市外（遠隔地）に滞在の場合、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。この場合、投票用紙等の請求が必要です。投票用紙等の送付には日数がかかりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 代理・点字投票

### ▶選挙管理委員会事務局

手のけがなどにより自ら字が書けない場合は、代理投票ができます。投票所の係員へ申し出てください（投票の秘密は厳守します。）。

視覚障害の方は点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。点字用投票用紙と点字器をお渡しします。

## 重度の障害がある方・要介護の方

### ▶選挙管理委員会事務局

#### ■郵便等による不在者投票

身体に障害をお持ちの方、または「要介護5」の方で、表1に該当する方は、「郵便等による不在者投票」制度が利用できます。

《表1》

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症 ～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症 ～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

#### ■代理記載が可能です

表1に該当する方のうち、表2に該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

《表2》

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

※『郵便等投票制度』はすべて事前の申請が必要です。希望される方は、早めに選挙管理委員会へ申請してください。

## 在外選挙制度

### ▶選挙管理委員会事務局

海外に引き続き3か月以上居住されている方、選挙人名簿に登録されている市区町村から海外に転出される方は、在外選挙人名簿に登録することにより、衆・参議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票をすることができます。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

総務省ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

## 情報公開・個人情報保護

### 情報公開制度

#### ▶総務課法制係（情報公開コーナー）

公正で透明な市政を推進するため、市民の皆さんなどからの請求により、市が保有している市政情報を公開しています。

では、情報公開制度とはどのような制度でしょうか。それは、『市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利』を保障し、『市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務』を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的に参加し、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

### 個人情報保護制度

#### ▶総務課法制係（個人情報保護コーナー）

市民の皆さんなどのプライバシーを守るため、市が保有している個人の情報の取扱いについて、一定のルールを定めて個人情報の保護を図っています。

また、自分の個人情報に限って、その「開示、訂正等」を市に請求することができます。ただし、個人情報の内容によっては開示できないものもあります。

### 情報コーナー（情報スペース内）

#### ▶総務課法制係

市政情報の公表・提供を目的としたコーナーを情報スペースに設置しています。

市民の皆さんが気軽に市政情報などを閲覧できるように、市政情報検索ファイルや市政に関するさまざまな冊子があります。

また、コピー機（有料）もあります。

## 広報・広聴

### 市へのご意見

#### ▶秘書広報課広報広聴係

市では市政に対するご意見、ご提案、ご要望、お問合せを受け付けています。市ホームページ内の「市へのご意見箱」からお送りください。

また、「市長への手紙」はメール以外にも、指定の用紙が公共施設に置いてありますので、ご利用ください。

#### ■市長への手紙（メール版・指定用紙）

お寄せいただいたご意見等は、市長が拝見し、市長の指示に基づき関係部署が調査・検討を行うなど市政運営の参考にさせていただきます。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/qa/1016492.html>

#### ■お問合せ・ご意見（メール版）

市の事業等へのお問合せ・ご意見を受け付けています。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/qa/1016504.html>

### 広報の発行

#### ▶秘書広報課広報広聴係

毎月2回（1日・15日）、「広報ふっさ」を発行し、市内の全世帯に配布しています。

### 市勢統計の発行

#### ▶総務課総務係

市勢の基本的な統計をまとめた「市勢統計」を3年ごとに作成し、市ホームページに掲載しています。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/others/list/1003644.html>

### 平和のつどい記録集の発行

#### ▶総務課総務係

毎年8月に行われる「平和のつどい」の内容について、おおむね5年ごとに記録集を発行し、希望者には会計課にて販売しています。

### 市勢要覧の発行

#### ▶秘書広報課広報広聴係

市勢の現況をまとめた「市勢要覧」を発行し、希望者には、会計課にて販売しています。

### ホームページ

#### ▶秘書広報課広報広聴係

市の紹介や市からのお知らせなどをホームページで情報提供しています。

市ホームページ


<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

### 「ふっさ情報メール」

#### ▶秘書広報課広報広聴係

あらかじめ登録していただいた利用者のパソコンや携帯電話に、メールで市からのお知らせや各種イベント情報など、生活に役立つ情報を配信しています。

携帯電話やパソコンから登録いただけますので、ぜひご利用ください。

配信するメールの種別	<ul style="list-style-type: none"><li>◆防犯・防災情報（火災情報、不審者情報、迷い人のお尋ね、詐欺への注意など）</li><li>◆観光・イベント情報（催し物開催・中止のお知らせ、参加者募集の案内など）</li><li>◆環境・気象情報（光化学スモッグの発生など）</li><li>◆健康情報（インフルエンザなどへの注意、検診の案内など）</li><li>◆子育て情報（手当等の申込案内、医療機関紹介など）</li><li>◆その他の市政情報（手続き案内、暮らしに関する情報）</li></ul>
登録方法	<ol style="list-style-type: none"><li>①登録用のQRコードを読み取って登録ページにアクセスし、注意事項に承諾いただいたうえで、空メール（題名や本文の入力不要）を送信します。</li><li>②登録用のURLが記載されたメールが返信されますので、URLにアクセスしてください。</li><li>③配信を希望するメールのカテゴリを選び、送信をクリックしてください。</li><li>④登録完了のお知らせメールが届きます。</li></ol>  <p>QRコード</p>

### ふっさ情報アプリ「ふくナビ」

#### ▶秘書広報課広報広聴係

「防災」「ごみ・リサイクル」「子育て」「観光」「広報」など、日常生活において需要の高い分野の行政情報をスマートフォンでご覧いただけます。

▼iPhoneの方



▼Androidの方

